

八街市中小企業等新しい生活様式応援事業補助金

市では、市民の皆さんが安心して経済活動ができるよう新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための新しい生活様式などの対策を講じた中小企業者などを対象に、その経費の一部を補助します。補助対象期間と申請受付期間は異なります。また、申請する際に必要となる補助金の対象経費にかかる領収書の保管をお願いします。

補助対象者 市内に店舗などを有する中小企業者など（個人事業主を含む）

補助対象期間 4月1日(木)～9月30日(木)

申請受付期間 6月1日(火)～11月1日(月)（当日消印有効）

補助金の申請方法など詳しくは、市ホームページで後日お知らせします。

商工観光課 ☎443-1405

補助金の対象経費・補助率・補助金上限額

種別	新しい生活様式対応事業費		消毒・飛沫防止等の環境衛生消耗品購入事業費
	設備等導入	店舗等改修	
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ○キャッシュレス決済導入の初期費用 ○事業のオンライン化に係るソフトウェア、サービスの導入に係る初期費用（外注・委託費含） ○ホームページ導入または改修に係る初期費用（外注・委託費含） ○自動券売機○自動精算機 ○アクリル板○パーティション ○ビニールカーテン○防護スクリーン ○非接触型検温器（サーモカメラ含） ○自動アルコール消毒器○加湿器 ○サーキュレーター ○HEPAフィルター付き空気清浄機 ○二酸化炭素濃度計 ○紫外線消毒器○オゾン発生器 ○除菌マット 	<ul style="list-style-type: none"> ○自動扉への改修 ○換気扇設置または改修 ○換気のための窓、網戸設置 ○トイレの改修（自動水栓手洗器・自動水洗トイレ・自動ソープディスペンサー） ○来客用の水栓改修（自動水栓手洗器・自動ソープディスペンサー） ○換気扇やエアコンのクリーニング外注 ○抗菌、抗ウイルスのためのコーティング外注 	<ul style="list-style-type: none"> ○マスク ○フェイスシールド ○ビニール手袋 ○テイクアウト用物品 ○消毒液 ○除菌シート ○衛生エプロン ○ハンドソープ ○ハンドジェル
補助率	市内の事業者から購入する場合 10分の10 市外の事業者から購入する場合 10分の5		
補助金上限額	10万円 (1,000円未満の端数切り捨て)		3万円 (1,000円未満の端数切り捨て)
	※「新しい生活様式対応事業費」と「消毒・飛沫防止等の環境衛生消耗品購入事業費」を合わせた補助金額は、10万円を上限とします。 (対象経費は消費税及び地方消費税に相当する額を除く)		

記号の見方
日時
会場

内容
対象
定員
費用
申し込み

締め切り
持ち物
問い合わせ

問い合わせ

FAX 444-0815

八街市の各区を紹介します(24)「夕日丘区」

八街市には39の区があり、それぞれの地区で、その地域ならではの歴史や文化があり、そこに暮らす住民同士によるさまざまな自治活動が行われています。今月は、夕日丘区を紹介します。

夕日丘(ゆうひおか)区は、市の西部に位置し、区内にはスポーツプラザや西部グラウンドといった施設があります。また、森林や農地が多く、四季をとおして自然を感じる大地が広がる場所では、夕方に日が沈む美しい情景を見ることが出来ます。

夕日丘区の一帯は、江戸時代には幕府の牧(野馬の放牧地のこと)が広がっていました。明治時代に政府主導の開墾により、多くの農地が作られていきました。開墾事業には、大鐘永蔵、坂江吉右衛門、神田太助といった人物が関わっており、今も「坂江」や「神田」といった地名が残っています。

夕日丘区は町内会内の住民同士の結びつきが強く、それが夏祭りやスポーツ大会、防災訓練、ごみ拾いなどを行っています。また、5年ほど前から、町内会が中心となって本格的にボランティアによる

防犯パトロールが行われるようになり、普段から地域の見回りや防犯灯の点検を行っています。また、毎月2回、小学生の下校時刻に合わせて小学校まで迎えにいき、一緒に下校している中で、コロナ禍で小学校の清掃が思うようにできないことを知り、3人1組で毎日小学校の清掃も行うようになりました。区としても、町内会で活発に行われているボランティア活動を支援しようとして、主に費用の面においてサポートしています。

今後とも住民同士のつながりを大切にしなが、町内会などの連携を強化していくことで、よりよい地域をつくらせてまいりたいと考えております。

八街市区長会事務局
(市民協働推進課内)
☎312-1140



ボランティアの皆さん

ライフサポートファイルを配付します

ライフサポートファイルとは、何らかの障がいがあるなどで教育や福祉で特別な支援を必要とするお子さんとその家族が成長に応じた適切な支援を継続的に受けられるように、お子さんの生育歴や支援の仕方を乳幼児期から成人期に至るまで継続して、記録・整理できる記録ノートです。

八街市地域自立支援協議会が作成し、次の窓口で配付しておりますので、ぜひご活用ください。

配付場所
つくし園・障がい福祉課・健康増進課・学校教育課
つくし園
☎・FAX 444-4153

八街市農業振興地域整備計画の変更申請

八街市農業振興地域整備計画の変更申請は、年2回開催される八街市農業振興地域整備促進協議会により審議されています。

次回会議は、5月17日(月)31日(月)の申請受付分を審議する予定です。
※申請書類は、農政課窓口で配付するほか、市ホームページからダウンロードできます。
農政課
☎443-1402

